

技術顧問役務に関する委託契約書

〇〇会社〇〇〇〇（以下「甲」という）と玄海農財通商合同会社（以下「乙」という）は、甲の技術顧問に関する役務（以下「本件役務」という）の委託に関し、次のとおり契約を締結する。

第1条（目的） 甲は乙に対し、技術顧問に関する役務およびこれに付帯する役務（以下「本件役務」という）を委託し、乙はこれを受託する。

②本件役務の範囲・提供方法・情報提供および報告の頻度・成果物の作成および検査方法は別紙仕様書に記されたものとする。

第2条（契約期間） 本契約の有効期間は、契約締結日より1年間とする。

②本契約の延長については、契約満了の1か月前までに甲および乙（以下、「当事者」という）が協議のうえ、月額報酬および契約期間を取り決めるものとし、別途書面にて契約を締結する。

第3条（報酬および支払） 本契約に基づく月額報酬は金X万円（消費税込）とする。

②本件役務にかかる交通費等の経費は、原則として甲が実費を負担するものとする。なお、経費負担の範囲に関しては、別紙仕様書に記されたとおりとする。

③甲は、本条に定める月額報酬および経費を、乙の発行する請求書に基づき、翌月末までに乙の指定する銀行口座への振込みにより支払うものとする。なお、甲は支払に際し源泉徴収税を控除しないものとし、また振込にかかる手数料は甲の負担とする。

第4条（資料・機器等の取扱い） 乙は、甲から貸与された資料・機器等（以下、「資料」という）がある場合、本件役務以外の用途に使用してはならず、善良なる管理者の注意義務をもって使用・保管・管理するものとする。

②貸与された資料が不要となった場合、本契約が解除された場合、または甲からの要請があった場合は、乙は貸与された資料をすみやかに甲に返却するものとする。

第5条（機密保持） 機密情報とは、有形無形を問わず、本契約に関連して当事者から他方当事者へ提供された技術上、営業上、人事上その他業務上の一切の知識および情報を意味する。

②当事者は、機密情報の取扱いに関する契約（以下、「秘密保持契約」という）を本契約とは別に別途締結することとする。機密情報の具体的範囲は、秘密保持契約で定めるところによる。

③本契約の締結以前に別に秘密保持契約が締結されている場合、当事者の合意により有効な秘密保持契約とみなすことができる。この場合、仕様書にその旨を明記する。

第6条（成果の権利および知的財産権の帰属） 本件役務に基づき乙が甲のために作成した成果物（中間成果物も含む）および役務提供の結果発生した著作権およびその他の無体財産権は、本件役務本件の前に乙が既に保有するものを除き、すべて甲に帰属し、その権利は乙から甲に無償で譲渡されるものとする。

①前項の規定に従って乙から甲に譲渡される権利は、著作権法第27条（翻訳権、翻案権等）および第28条（二次的著作物に関する原作者の権利）に規定される権利も含むものとする。

②乙は、成果物に対する著作者人格権の権利を行使しないことを合意する。

③乙は、甲の書面による承諾を得るかもしくは別途、合意をしなければ、成果物の全部あるいは一部およびその複製物を保有し、利用することはできないものとする。

第7条（権利の侵害） 乙は、本件役務を行なうにあたり、第三者の権利を侵害しないよう留意するとともに、乙が甲のために作成した成果物（中間成果物も含む）および役務の提供の結果について第三者との間

(玄海農財通商様式2号)

で紛争が生じた場合、乙は、自己の責任と負担において処理・解決するものとする。

第8条 (報告義務) 乙は、甲の請求があるときは、口頭または書面にて遅滞なく本件役務の遂行状況を報告しなければならない。

②本件役務の遂行に支障を生じるおそれのある事故の発生を乙が知った場合、乙は、その事故の帰責の如何にかかわらず、その旨をただちに甲に報告し、甲と今後の対応方針についての協議を行なうものとする。

第9条 (再委託) 乙は、甲による事前の承諾がないかぎり、本件役務の全部または一部を第三者に再委託できない。なお、甲の事前の承諾を得て第三者に再委託する場合には、乙は当該第三者に対し、本契約における乙の義務と同様の義務を遵守させ、その行為について一切の責任を負う。

第10条 (権利義務譲渡の禁止) 乙は甲の事前の書面による承諾がないかぎり、本契約の地位を第三者に継承させ、あるいは本契約から生じる権利義務の全部または一部を第三者に譲渡もしくは引受けさせまたは担保に供してはならない。

第11条 (解除) 当事者は、以下のいずれかの条項に該当する事由があるときは、何らの催告なしに本契約を解除することができる。

- ①当事者が振り出した手形または小切手が不渡事故を起こしたとき。
- ②当事者に差押え、仮差押えまたは競売の申し立てがあったとき、もしくは租税滞納処分を受けたとき。
- ③当事者が破産、会社整理開始、会社更生手続開始または民事再生手続開始の申し立てがあったとき、もしくは清算に入ったとき。
- ④当事者の解散もしくは営業の全部または重要な一部を第三者に譲渡しようとしたとき。
- ⑤当事者が本契約に基づく事項を履行せず、相手方が相当の期間を定めて催告を受けたにもかかわらず、なおその期間内に履行しないとき。

第12条 (反社会的勢力の排除) 当事者は、それぞれ相手方に対し、次の各項の事項を確約する。

- ①自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋もしくはこれらに準ずる者またはその構成員（以下、「反社会的勢力」という）ではないこと。
- ②自らの役員（取締役、業務執行社員、またはこれらに準ずる者をいう）が反社会的勢力ではないこと。
- ③反社会的勢力に自らの名義を利用して、この契約を締結するものではないこと。
- ④本契約期間が終了するまでに、自らまたは第三者を利用して、本契約に関する次の行為をしないこと。
 - ア 相手方に対する脅迫的な言動または暴力を用いる行為
 - イ 偽計または威力を用いて相手方の業務を妨害するか、あるいは信用を毀損する行為
- ⑤当事者の一方が次のいずれかに該当した場合には、相手方は何らの催告なしに本契約を解除できる。
 - ア 本条①項または②項の確約に反する申告をしたことが判明した場合
 - イ 本条③項の確約に反して本契約を締結したことが判明した場合
 - ウ 本条④項の確約に反した行為をした場合
- ⑥前項の規定により本契約が解除された場合、解除された当事者が解除に伴い発生した損害について、その相手方に対し一切の請求を行わないこととする。

第13条 (免責) 乙は甲に対して、本件役務に関して何らかの結果を保証するものではなく、また、乙に故意または重大な過失がある場合を除き一切の責任を負わないものとする。

第14条 (協議事項) 本契約に定めなき事項または解釈上疑義を生じた事項については、法令に従うほか、当事者が誠意をもって協議のうえ解決をはかるものとする。

第15条 (合意管轄) 前条によっても紛争が解決されない場合、本契約に関連する一切の訴訟管轄は、当事者のうち訴訟を提起した側の住所を管轄する裁判所とする。

(玄海農財通商様式2号)

以上、本契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名捺印のうえ各1通を保管する。

契約締結日20XX年XX月XX日

甲：〇〇会社〇〇〇〇

〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇-〇

代表〇〇 〇〇〇〇 (印または署名)

乙：玄海農財通商合同会社

福岡県福津市中央5丁目6-30

代表 石坂 晃 (印または署名)

別紙仕様書

1 本件役務の範囲および役務の遂行方法について（本契約第1条関連）

(1) 委託役務の範囲

乙が提供する下記の委託業務類型のうち、甲は____、____、____を選択するものとする。

ア 一般動向調査

甲が製造または販売している商品やサービスについて、乙が新聞、書籍、インターネット等で得た情報を整理することを指す。

イ 簡易な法チェック

韓国または日本の製品を輸出入または販売する場合に必要な法令上の情報を調査することを指す。ただし、申請書作成等、法的要件をクリアのため当局に提出する書類の作成は含まない。

ウ 実需者への聞き取り

甲が製造または販売している商品やサービスについて、乙が実需者（農業者、農業技術に関係する公的機関の職員、他メーカー担当者、小売商など）に対して、対面、電話、電子メール等の方法で問い合わせを行うことを指す。

(2) 委託役務の提供方法（頻度・分量）

ア 面談（1時間を目安に月2回・当事者の住所での対面およびウェブ会議の合計）

イ 提案書作成（月1回・4ページ<5000字程度>目安、甲の指定方式で作成して送付）

ウ 面談および書面による提案を円滑に進めるためのメールまたは電話連絡（週2回を目安）

(3) 委託役務に関する報告の方法および頻度

ア 本契約第8条1項の場合、1－（2）－ウ記載のメールまたは電話連絡の中で随時行う。

イ 本契約第8条2項で定められた「本件役務の遂行に支障を生じるおそれのある事故の発生を乙が知った」場合、乙が甲に対して遅滞なく連絡を行う。

(4) 成果物の作成および検査方法

ア 成果物の範囲：原則的に、本契約別紙仕様書1－（2）－イに記載した提案書を指す。両当事者の合意により、チラシ等の営業資料や取扱説明書等の技術資料の改定を成果物とみなすこともできるが、その提供方法は1－（2）－イで定めた基準の範囲内で行う。

イ 成果物作成内容の決定：仕様書1－（2）－アの面談で当事者が相談、合意して決める。

ウ 成果物の検査は、原則的に以下の手順で進行する。

A 契約締結日以降最初に実施した面談から10営業日以内に甲が検査方法の原案を提示し、乙が5営業日以内に原案を検討したうえで修正の提案を行うことで、成果物素案送付日までに両当事者が合意した方法のみを成果物の検査方法とする。

B 乙は、前項で決定した内容に基づき、面談から30日以内で成果物を作成し、甲に送付する。

C 甲は、乙から送付された成果物を、1－（4）－ウ－Aで定めた方法で検査し、検査項目に従った修正意見を述べることができる。この場合、乙は5営業日以内に修正し、再送付する。

D 甲が成果物に関する修正意見を5営業日以内に述べなければ、検査に合格したと判断する。

E 甲が検査方法を提示しない場合は、乙の成果物の提出をもって検査に合格したと判断する。

2 本件役務に関する経費負担の方法（本契約第3条関連）

(1) 本契約に含まれる標準経費として乙が負担するもの

- ア 国内通信費（乙が発出する電話・郵便〈宅配料金含む〉、インターネット利用料金等）
- イ 乙の住所で会議をする場合の諸費用
- ウ 乙が役務提供に関する情報収集を行う際に必要な調達に関する経費（資料の購入、実需者訪問に係る経費等）

(2) 乙の実費精算に基づき甲が負担するもの

- ア 甲の指定場所で会議（以下、出張会議）する場合において、乙が公共交通機関を利用したときの交通費（ただし、甲の住所での出張会議は、両当事者が事前に定めた移動方法とする）
- イ 出張会議に係る宿泊費（ただし、宿泊費の上限は国家公務員旅費規程に定める「内国旅行の旅費（その他）」に記載された宿泊料を準用する）
- ウ 事務消耗品費（出張会議の時に、乙が大量の資料を持参する必要がある場合等を想定）

※乙は、月ごとの実費精算時には支出の証拠となる領収証または支払請求書の写しを添付すること。

(3) 乙の活動実績申告に基づき甲が負担するもの

- ア 出張会議する場合において、乙が自家用車を利用したときの交通費（片道20円/km+高速道路料金+駐車場料金）
- イ 乙の日当（出張会議のときの乙の移動時間に関する補償）：8時間1万円、4時間5千円

3 秘密保持契約の取扱い（本契約第5条関連）

両当事者の合意に基づき、秘密保持契約の締結は、以下の_____を選択するものとする。

- (1) 契約締結日付で有効な秘密保持契約を新規に締結する。
- (2) 過去に締結した秘密保持契約（20XX年XX月XX日締結）のすべての条文を、本契約においても契約締結日付で有効な秘密保持契約とみなす。
- (3) 過去に締結した秘密保持契約（20XX年XX月XX日締結）うち、以下の条文を挿入・削除、または条文の記載内容を修正して、本契約においても契約締結日付で有効な秘密保持契約とみなす。
 - ア 条文を挿入する場合
 - イ 条文を削除する場合
 - ウ 条文の記載内容を修正する場合